

福岡市公報

令和2年6月25日 第6685号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
○福岡市介護保険条例施行規則の一部改正(第78号)	2
○福岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正(第79号)	2
告 示	
○市道の区域の変更(第204号)	4
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第205号)	5
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第206号)	6
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第207号)	6
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(第208号)	7
○公共下水道の供用及び流域下水道の終末処理場による下水の処理の開始(第209号)	7
○分流化区域の指定(第210号)	8
公 告	
○一般競争入札の実施(第148号)	8
○特定調達契約等に係る落札者の決定(第149号)	9
○特定調達契約等に係る落札者の決定(第150号)	9
○開発行為に関する工事の完了(第151号)	10
○特定計量器定期検査の実施(第152号)	10
○指定管理者の公募(第153号)	11
交 通 局	
○福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部改正(規程第26号)	15

規 則

福岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第78号

福岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市介護保険条例施行規則（平成12年福岡市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の福岡市介護保険条例施行規則第10条第4号の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第79号

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年福岡市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「第22条各号」を「第22条第1項各号」に改める。

第28条第2号中「条例第9条第5項第3号」を「同条第5項第3号」に改める。

第36条第1項第1号中「せり売」の次に「又は入札の方法」を加え、同項第2号中「相当する部分についてはせり売」の次に「又は入札の方法」を、「それ以外の部分についてはせり売」の次に「若しくは入札の方法」を加え、同項第3号中「せり売」の次に「若しくは入札の方法」を加え、同条第2項中「せり売」の次に「又は入札の方法」を加える。

第42条第4項中「の差止め、又はせり直し」を「を差し止め、又はせり直し若しくは再入札」に改める。

第43条の次に次の2条を加える。

(入札の方法)

- 第43条の2 入札は、当該入札に係る販売物品について品種、産地、出荷者、荷印、性別、重量、等級、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後入札人に対し一定の入札書に氏名、入札金額その他必要な事項を記載させてこれを行わなければならない。
- 2 開札は、入札終了後直ちにこれを行わなければならない。
 - 3 最高価格の入札人を落札人とする。
 - 4 前条第4項ただし書、第5項及び第6項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第43条の3 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札は無効とする。

- (1) 入札人が何人であるか確認できないとき。
 - (2) 入札金額その他の記載事項が不明瞭なとき。
 - (3) 当該入札が不正又は不当な行為によりなされたとき。
 - (4) 入札人が条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- 2 入札が前項各号のいずれかに該当するときは、卸売業者は、開札の際その事由を明示し、当該入札が無効であることを告知しなければならない。

第44条の見出し中「せり落し」の次に「及び落札」を加え、同条第1項中「せり売」の次に「又は入札」を、「せり落し」の次に「又は当該入札に係る落札」を加え、同条第2項中「せり直し」の次に「又は再入札」を加える。

第50条第1項中「せり売」の次に「若しくは入札」を加える。

第68条第2項第1号中「第65条第2項第1号」を「第65条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第65条第2項第2号」を「第65条第3項第2号」に改める。

第69条第1項中「第65条第2項第1号又は第2号」を「第65条第3項第1号又は第2号」に改める。

第76条中「卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び別表第5コンビニエンスストア使用料の項」を「別表第6コンビニエンスストア使用料の項」に改める。

附則第2項各号列記以外の部分及び第1号に掲げる表以外の部分中「令和2年6月21日」を「令和2年7月1日」に改め、同号に掲げる表卸売業者売場使用料の項中「155円」を「1,145円」に改め、同項第2号に掲げる表卸売業者売場使用料の項中「193円」を「1,183円」に改め、同項第3号に掲げる表卸売業者売場使用料の項中「231円」を「1,221円」に改める。

別表第5卸売業者市場使用料の項及び仲卸業者市場使用料の項を削り、同表備考を削る。
別表第6卸売業者売場使用料の項中「270円」を「1,260円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 事務室及び駐車場の使用料に係るA、B及びCの区分については、市長が定める。

- 2 消費税額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税される消費税額に相当する額をいい、地方消費税額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。

別表第7中

種 別				
卸売業者売場 使用料	突堤東卸売場棟、突堤北卸売場棟、仮設卸売場棟及び魚函倉庫棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	170円	を
	突堤西卸売場棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	180円	
	長浜卸売場棟及び東卸売場棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	260円	

種 別				
卸売業者売場使用料（西卸売場棟及び仮設卸売場棟の卸売業者売場に係るものを除く。）		1月1平方メートルにつき	435円	に
卸売業者売場使用料（仮設卸売場棟）		1月1平方メートルにつき	170円	

改め、同表事務室使用料（鮮魚市場会館及び仲卸売場棟の事務室に係るものを除く。）の部D 420円の項を削り、同部E 1,350円の項中「E」を「D」に改め、同部F 2,000円の項を削り、同表関連事業所使用料（鮮魚市場会館及び仲卸売場棟の関連事業所に係るものを除く。）の部A 1,310円の項を削り、同部B 740円の項中「B」を削り、同表買荷積込所使用料の項、通過貨物荷揚場使用料の部、屋上使用料の項及び会議室使用料（鮮魚市場会館の会議室に係るものを除く。）の部を削り、同表西卸売場棟使用料の部卸売業者売場使用料の項中「260円」を「435円」に改め、同表備考中「、D、E及びF」を「及びD」に改める。

別表第8市場施設使用料の項中「7,005,000円」を「13,321,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

告 示

福岡市告示第204号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項の規定により公示する。
その関係図面は、福岡市役所(道路下水道局管理部路政課)においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東917	香椎駅東917 号線	東区香椎駅東三丁目125番2 北地先から 同 125番2 南地先まで	旧	4.00	1.84
			新	4.00	1.84
東918	香椎駅東918 号線	東区香椎駅東三丁目125番3 西地先から 同 125番3 東地先まで	旧	3.35~5.15	11.23
			新	5.03~7.92	11.23

福岡市告示第205号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所(道路下水道局計画部下水道事業調整課)において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和2年6月26日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区大字奈多の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区塩浜三丁目2500番地
福岡市和白水処理センター

福岡市告示第206号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道事業調整課）において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和2年6月26日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区箱崎ふ頭一丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区松島六丁目16番1号
福岡市東部水処理センター

福岡市告示第207号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道事業調整課）において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和2年6月26日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市早良区田村二丁目、田村四丁目及び早良六丁目の各一部
福岡市西区戸切二丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市西区小戸二丁目5番1号
福岡市西部水処理センター

福岡市告示第208号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所(道路下水道局計画部下水道事業調整課)において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和2年6月26日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区大字飯盛, 今宿町, 今宿上ノ原, 大字千里及び今津の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区大字田尻2149番地
福岡市新西部水処理センター

福岡市告示第209号

公共下水道の供用を開始し、及び流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始されるので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所(道路下水道局計画部下水道事業調整課)において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和2年6月26日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市博多区大字立花寺の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式

分流式

- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市博多区那珂四丁目5番1号
福岡県御笠川浄化センター

福岡市告示第210号

福岡市下水道条例第4条の2第1項の規定に基づき、分流化区域を指定するので、同条第2項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所(道路下水道局計画部下水道事業調整課)において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 分流式の排水設備を接続することができる公共下水道の供用を開始すべき年月日

令和2年6月26日

- 2 分流化区域の位置

福岡市中央区警固二丁目の一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

公 告

福岡市公告第148号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気B	令和2年度市営大井住宅電気工事	
管B	令和2年度市営大井住宅管工事	

- 2 詳細は、入札説明書による。

- 3 入札説明書を次のとおり配布する。

- (1) 配布方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

福岡市契約情報ホームページ(入札・契約情報) > 入札情報サービスシステム (PPI)

(2) 期間

この公告の日から令和2年7月2日まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第149号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
臨海工場電力供給(予定使用電力量1,039,200kWh)	福岡市中央区天神一丁目8番1号 環境局施設部管理課	令和2年4月16日	東京都港区芝公園二丁目6番3号 株式会社 エネット	20,904,520円 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和2年3月5日

福岡市公告第150号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日

福岡市博物館電力供給（年間予定使用電力量約2,023,000kWh）	福岡市早良区百道浜三丁目1番1号 経済観光文化局博物館事業管理部運営課	令和2年4月23日	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社	25,266,355円 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和2年3月12日
------------------------------------	--	-----------	-------------------------------	----------------------------------	-----------

福岡市公告第151号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市早良区干隈六丁目557番3及び557番8から557番14まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号
パナソニックホームズ株式会社

福岡市公告第152号

計量法第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により次のように公示する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 集合定期検査
 - (1) 集合定期検査を行う区域
南区
 - (2) 対象となる特定計量器
計量法第19条第1項に規定する特定計量器。ただし、特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器を除く。
 - (3) 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
7月27日		高宮小学校
7月28日		日本電気計器検定所 九州支社

7月29日	午前10時30分から午後3時まで	老司小学校
7月30日		若久病院
8月3日		長住小学校
8月4日		花畑中学校
8月5日		横手中学校
8月6日		三宅中学校
8月7日		宮竹公民館

なお、上記の期日及び場所において検査を受けることができない者は、次に掲げる期間及び場所において検査を受けなければならない。

検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
令和2年7月27日から令和3年3月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに令和2年12月29日から令和3年1月3日までの日を除く。	午前10時から 午後4時まで	福岡市計量検査所

- 2 集合定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称
一般社団法人 福岡県計量協会

福岡市公告第153号

福岡市公園条例（以下「条例」という。）第23条の3第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第19条の規定により次のように公告する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市雁の巣レクリエーションセンター	福岡市東区大字奈多
アイランドシティ中央公園	福岡市東区香椎照葉三丁目及び香椎照葉四丁目
青葉公園	福岡市東区青葉三丁目及び青葉四丁目

月隈北緑地	福岡市博多区月隈三丁目及び月隈六丁目
楽水園、松風園及び友泉亭公園	福岡市博多区住吉二丁目及び住吉三丁目、福岡市中央区平尾三丁目並びに福岡市中央区笹丘一丁目及び城南区友泉亭
桧原運動公園	福岡市南区大字桧原、桧原五丁目、桧原六丁目及び大字柏原
西南杜の湖畔公園	福岡市城南区七隈六丁目、千隈二丁目及び梅林三丁目
小戸公園及び生の松原海岸森林公園	福岡市西区小戸二丁目及び小戸三丁目並びに福岡市西区生の松原一丁目及び生の松原二丁目
西部運動公園	福岡市西区大字飯盛
今津運動公園	福岡市西区今津

2 指定の予定期間

- (1) アイランドシティ中央公園、楽水園、松風園及び友泉亭公園並びに小戸公園及び生の松原海岸森林公園
令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 福岡市雁の巣レクリエーションセンター、青葉公園、月隈北緑地、桧原運動公園、西南杜の湖畔公園、西部運動公園及び今津運動公園
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 当該公の施設における行為の制限及び利用の制限に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (3) 当該公の施設に係る次に掲げる使用料の徴収に関する業務
ア 条例第6条の2に規定する使用料（条例第4条第6項の許可を受けた者に係るものを除く。）
イ 条例第10条に規定する使用料
- (4) 当該公の施設に係る使用料（(3)に掲げる使用料に限る。）の減免に関する業務
- (5) 公園施設（都市公園法第5条第1項の許可に係るものを除く。）の維持及び修繕に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 公園施設の利用期間及び利用時間
条例第6条の3及び規則第5条に定める利用期間及び利用時間。ただし、提案内容により、利用期間を変更し、又は利用時間を延長することがある。
- (2) 使用料の徴収

条例第6条の2, 条例第10条及び規則第7条に定める額を徴収すること。

(3) 使用料の納入の手續

収納した使用料について, 市長が指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に, 収納日の翌日(同日が休園日又は指定金融機関の休業日である場合は, その翌日以後の最初の休園日でない指定金融機関の営業日)までに納入すること。ただし, 1月の収納した使用料の累計額が1万円以下の場合, 特例として, 収納した使用料を確実な方法により保管し, 月末締めにより翌月の指定金融機関の第一営業日までに納入すること。

(4) 使用料の減免の基準及び手續

条例第21条及び規則第15条に定める基準及び手續によること。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。

(6) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第6条に定める要件

(7) 管理に関し本市が負担する金額の上限

名 称	上限額 (令和3年度)	備 考
福岡市雁の巣レクリエーションセンター	163,793千円	議会の議決により額が変動することがある。
アイランドシティ中央公園	113,797千円	
青葉公園	38,699千円	
月隈北緑地	23,670千円	
楽水園, 松風園及び友泉亭公園	75,014千円	
桧原運動公園	66,813千円	
西南杜の湖畔公園	70,059千円	
小戸公園及び生の松原海岸森林公園	67,357千円	
西部運動公園	61,065千円	
今津運動公園	145,299千円	

(8) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし, 支払方法については, 毎月, 前金で支払う。なお, 具体的な支払方法等については, 指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ 地域との連携、環境への配慮等に取り組みされていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 法人又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(5) 法人等及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和2年6月25日から同年8月17日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和2年6月25日から同年8月31日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

イ 時間

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所(住宅都市局花とみどりのまち推進部みどり運営課)

電話 092-711-4407

交 通 局

福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和2年6月25日

福岡市交通事業管理者 重 光 知 明

福岡市交通事業管理規程第26号

福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員安全衛生規程(昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1 天神管区駅の項を削る。

別表第1の2 本局の項の次に次のように加える。

天神管区駅	天神管区駅長	副駅長
-------	--------	-----

別表第2 天神管区駅の項中

「

副駅長
姪浜駅長

」を「

姪浜駅長

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

